

飼い主のいない猫を増やさないための市民活動

市営〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇における取り組み

平成26年3月17日

任意団体 待ちねこの会

## 1. 活動期間

活動開始 2013年5月～

## 2. 活動区域

名古屋市天白区〇〇〇〇〇〇

## 3. 活動のきっかけ

2013年5月、天白区を中心に活動している待ちねこの会は、〇〇〇荘敷地内に多数の野良猫が生息し、子猫が次々に産まれている状況に危惧の念を抱き、自治会へ地域猫活動の協働を申し入れる。

## 4. これまでの状況

- ◆ 住宅敷地内には多数の野良猫が生息しており、繁殖を繰り返していた。
- ◆ 野良猫が住宅の部屋の中へ出入りし、室内やベランダで子猫を産んでいることもあった。育った子猫はやがては屋外へ出ていき、野良猫の数が増えていた。
- ◆ 住人や近隣住人のなかには、野良猫を捕まえて不妊手術を施し元の場所に戻している人もいた。知り得た数は2名である。
- ◆ 産まれた子猫や弱っている猫を見かねて保護し、不妊去勢手術を施しマナーを守った飼育をしている世帯もあった。
- ◆ 大まかな聞き取り調査による野良猫の数は40頭くらいと推測された。
- ◆ 住人は野良猫のふん尿、ゴミ漁り、鳴き声などに迷惑を感じながらも、これまで抜本的な対策を講じることはなかった。
- ◆ 餌を与えないようにして近辺から追い払おうという考えから、住宅敷地内では餌を与えないようにと申し合っていた。
- ◆ 餌を与えている人は人目を忍んで与えていたため、片づけや掃除が行き届かず、ゴミ問題となっていた。
- ◆ 餌を与えている人と迷惑と思っている人の間に感情の亀裂が生じ、人間関係が崩れていることが多かった。

## 5. 主な活動の経過

2013年

- ◆ 5月10日 待ちねこの会は自治会長を訪問し、〇〇〇荘の現状について説明を受ける。
- ◆ 5月21日 自治会長、役員2名、待ちねこの会1名は、天白保健所職員に市の政策理念の説明を依頼し、〇〇〇荘内での解決策について話し合う。
- ◆ 5月下旬 自治会役員会にて地域猫活動の協働を承認―㊦1
- ◆ 6月16日 待ちねこの会は棟長会議にて活動の概要を説明―㊦2
- ◆ 18日 打ち合わせ会議（自治会長、待ちねこの会）
- ◆ 7月21日 棟長会議にて経過報告
- ◆ 8月25日 自治会役員会議にて経過報告
- ◆ 29日 打ち合わせ会議（自治会長、待ちねこの会）
- ◆ 9月2日 打ち合わせ会議、見回り（自治会長、〇〇〇荘ボランティア、待ちねこの会）
- ◆ 10日 打ち合わせ会議、見回り（自治会長、〇〇〇荘ボランティア、待ちねこの会）
- ◆ 9月上旬 餌場所に建屋を設置（自治会役員）
- ◆ 15日 9月棟長会議にて経過報告
- ◆ 24日 打ち合わせ会議、見回り（自治会長、〇〇〇荘ボランティア、待ちねこの会）
- ◆ 10月5日 打ち合わせ会議、見回り（自治会長、〇〇〇荘ボランティア、待ちねこの会）
- ◆ 17日 名古屋市住宅供給公社高坂管理事務所より餌場の撤去要請を受ける。
- ◆ 18日 自治会役員会議にて経過報告
- ◆ 20日 棟長会議にて経過報告、現在までの活動の報告書を全戸に配布―㊦3
- ◆ 11月12日 名古屋市住宅供給公社との餌場についての話し合い（公社4名、自治会長、自治会役員1名、待ちねこの会1名参加）

以降、打ち合わせ会議、見回りは自治会役員と〇〇〇荘ボランティアにより行われている。

- ◆ 3月16日 今年度報告書の各棟配付―㊦4

## 6. 活動の内容

1) 生息している猫の数、性別、特徴の把握—㊦5		主体となる人
主に5月～7月 随時	実際に歩いての目視、周辺の住人からの聞き取り、餌を与えている人からの聞き取りによりおおよその個体数を把握した。一度に把握するのは難しいため、日々の活動で行った。同時に特定の飼い主がないことを確認した。	〇〇〇荘ボラ ンティア 待ちねこの会
6月～7月 随時	猫の多い棟、A～E地点に仮の餌場所を設置した。自転車置き場の使用されていないスペースを利用し、餌皿、水皿を置いた。餌皿は餌の時間が過ぎたら片づけるようにした。 毎日、一定の時間に餌を与え、聞き取り調査で把握した情報を元に個体数と特徴を確定した。	〇〇〇荘ボラ ンティア 待ちねこの会

2) 不妊去勢手術の計画を立て、動物病院の予約を取る		主体となる人
5月～随時	A～E地点での個体数を総合し、まず、妊娠の可能性のある猫を優先し手術の計画を立てた。出産の時期であったため、成猫のメスを集中的に行うことにした。	〇〇〇荘ボラ ンティア 待ちねこの会
5月～随時	手術を依頼する動物病院は、地域猫活動に協力しているしっぽ動物病院（獣医師会所属なし）にした。手術費用は1頭5千円（随胎六千円）予約の出来ない時などは近くの病院に依頼するようにした。 手術の縫合方法は、舐めても糸が切れず、抜糸の必要がない埋め込み式で、手術の翌日には元の場所に解放できる。容態によっては数日間の術後保護が必要である。	病院の予約、 捕獲器、キャリーケースの準備は待ちねこの会

3) 不妊去勢手術のための捕獲		主体となる人
5月～	手術日の前日、または当日、餌の時間に合わせ捕獲器か専用のキャリーケースに猫を入れる。病院への搬送時間まで屋内か車の中の安全な場所に保護しておく。	待ちねこの会 〇〇〇荘ボラ ンティア

4) 不妊去勢手術をして元の生活場所へ戻す		主体となる人
5月～	手術済みの印として左耳先にV字のカットを入れる。 手術後は1泊の入院をしたあと、容態に特別の変化がなければ元の生活場所に戻すことが可能である。病院によっては手術当日に退院するため、安全な場所で1泊の保護が必要である。	待ちねこの会

5) 餌場所の再検討-⑥6		主体となる人
9, 10月	住人より餌場所について移動の希望があり、自治会役員は検討の上、 [B・C・D・E-2] の4か所とした。	自治会役員

6) 猫トイレの設置		主体となる人
8, 9月	餌場所の建屋に砂を入れたケースを置き、トイレの設置をした。 ふん尿被害の多い花壇やベランダ下の近くに花壇のような砂場を作りトイレとすることを提案したが、掃除の必要性などを理由に受け入れられなかった。	自治会役員 〇〇〇荘ボランティア

7) 清掃		主体となる人
7月～	餌場所の清掃は、餌当番の人が毎日行う。 周辺の清掃は週に2度ほど、餌当番の人が行っている。 花壇、ベランダの下など土の部分のふん尿の清掃は、〇〇〇荘ボランティアが自主的に行う。また、各棟月1回の清掃日に行っている。 自治会役員により〇〇〇荘全域の清掃、草刈が定期的に行われている。	自治会役員 〇〇〇荘ボランティア 住人

8) 餌やりと見守り		主体となる人
5月～	1日1回、または2回、決まった時間に餌を与える。 猫の個体の確認を毎日行う。手術済みであることの確認を必ず行う。	〇〇〇荘ボランティア

## 7. 住人の同意について

### ●住人への活動の周知について

毎月－毎月の棟長会議で経過報告

8月－仮の餌場所設置のお知らせ、ボランティア募集についてのお知らせを回覧板にて通知－⑦

9月－一定位置以外での給餌に対する注意書を掲示－⑧

10月－経過報告書の全戸配付

3月－今年度報告書の各棟配付

- ・7～8月にかけて、活動の内容がわからない、知らされていないという声が多々と聞かれた。自治会では棟長会議を毎月1回開催し、棟長はこの内容を回覧板や掲示または口頭という方法で伝達することになっているが、十分になされていないことが判明した。その後、自治会役員は会議内容の周知を徹底するようにし、全戸に経過報告書の配付を行った。
- ・活動に不信がある、反対という意見も寄せられたが、内容は餌場が自分の住居の近くにあるのが不満ということであった。反対意見の1名に他にどのような対策があるか問うと自然淘汰であった。
- ・10月頃、住人より名古屋市供給公社に自治会が猫を育てている、建屋が置いてあるなどの申し立てがあった。自治会役員と待ちねこの会は公社職員と話し合いの上、活動に関する申し立ての場合は、公社は自治会長にも報告を入れることと取り決めをした。  
－⑨

### ●住人からの問題提起について

6月の棟長会議にて野良猫についての問題提起はなく、動物の飼育マナーなどについて意見があった。具体的には7件の申し出があった。

自治会長、待ちねこの会は6、7月中にこの7世帯を訪問した。

- ・3世帯は動物や昆虫類の飼育はしておらず、問題があるとは思えなかった。
- ・1世帯はすでに退去後であった。
- ・1世帯は3階の部屋であるが、野良猫を自由に出入りさせている状況であった。1度の訪問後、すぐに退去となった。
- ・2世帯は野良猫を部屋の中へ自由に出入りさせ、部屋やベランダで子どもを産ませていた。

うち、1世帯で産まれていた子猫9頭は待ちねこの会が里親探しのために保護した。同時に母猫の不妊手術を行った。これまでに産まれては外に出て行き周辺で暮らして

いた猫についても、順に手術を実施していった。この棟の自転車置き場に餌場とトイレを作り、この部屋の住人に掃除を任せた。周辺の花壇がトイレの場所となっていたため、隣の部屋の人にも掃除の協力のお願いをした。

もう 1 世帯は野良猫を見かねて保護したが、不妊手術を怠ったために部屋の中で数十頭が増えてしまったという状況であった。同じ棟の住人は以前よりこの部屋の悪臭に不快を感じていたが、表だって訴えることはしていなかった。自治会長と待ちねこの会による 2 度の訪問で、この部屋の衛生状態がかなり悪いことと猫が次々と死んでいることが判明した。7 月 23 日、住宅供給公社、保健所、区役所、愛護推進委員の立ち会いのもと、飼育状況の確認のため訪問をすることとなった。部屋はノミが一面に飛び交い死臭が漂っていた。後日、公社により消毒と清掃が行われた。自治会長と待ちねこの会は以後、同様なことが起こらないよう定期的な訪問をしている。

#### ●ふん尿被害について

- ・7 月、ふん尿被害を訴えられた 2 世帯を訪問（自治会長、待ちねこの会）。1 世帯は自分でベランダ下にネットを張り、侵入防止策をしていた。1 世帯に同様にネットを張る対策を援助した（〇〇〇荘ボランティア）。
- ・花壇などのふん尿被害対策として、砂を入れたプランターを猫トイレとし、各箇所に置くことを提案したが、受け入れられなかった。

#### ●餌場所の設置について

- ・9 月、3 棟棟長より 3 棟自転車置き場に設置した餌場所に異議があると自治会に申し出があった。自治会長より棟の住人へ説明をする日程の調整が付かず、自治会長、〇〇〇荘ボランティア、待ちねこの会は 10 月 8 日、3 棟全世帯に説明するため戸別に訪問した。自分の棟に餌場があるのが受け入れられず、餌場を順に移動してほしい、他の棟に移動してほしいとの希望があった。訪問の後日、餌場に対してのイタズラがあった。〇〇〇荘ボランティアは猫の特性を考慮の上、餌場所の移動は可能と判断、3 棟からは撤去をして近くの 8 棟へ統合した。
- ・10 月、9 棟 3 名の住人より、棟の横に設置された餌場所を移動してほしいとの要請があった。自治会役員、待ちねこの会は餌場所がこの位置に必要な意義を説明に訪れたが、納得されなかった。後日、9 棟の住人 3 名と自治会役員 2 名は 2 時間ほど話し合い、餌場所を E-2 地点に移動することとなった。
- ・餌場所を再検討し移動してからは、餌場に対しての異論は聞かれていない。

8. 不妊、去勢手術の実施数—資10 11

年	月	頭数	内訳		備考
			オス	メス	
2013年	5月	4	1	3	
	6月	5	0	5	
	7月	6	1	5	うち2頭は近隣ボランティアが実施
	8月	6	4	2	
	9月	4	3	1	
	10月	6	3	3	
	11月	1	1	0	近隣ボランティアが実施
	12月	5	1	4	
2014年	1月	6	4	2	うち2頭は近隣ボランティアが実施
	2月	4	3	1	
	3月	1	0	1	
<b>計</b>		<b>48頭</b>	<b>21</b>	<b>27</b>	

9. 里親探しのため保護した猫の数

年	月	頭数	月齢	保護先	里親へ譲渡	備考
2013年	5月	5	生後1か月	待ちねこの会	成立	
		4	生後3週間	待ちねこの会	1頭未	
		1	成猫	待ちねこの会	未	
		1	生後2週間	近隣住人	成立	
	7月	1	生後2か月	待ちねこの会	成立	
		1	成猫	近隣ボランティア	成立	
		1	成猫	近隣住人	成立	
	8月	2	生後1か月	待ちねこの会	成立	
		2	出生直後	待ちねこの会	成立	
	11月	1	生後6か月	待ちねこの会	未	
		1	成猫	近隣ボランティア	未	
		1	成猫	近隣住人	成立	
		1	生後1か月	近隣住人	成立	
<b>合計</b>		<b>22頭</b>			<b>18頭成立</b>	



10. 病気のため保護した猫の数

年	月	頭数	月齢	保護先	病態
2013年	9月	1頭	1才半くらい	待ちねこの会	交通事故の後遺症と思われる横隔膜ヘルニア。 呼吸困難、消化官機能障害あり。

11. 数の集計

確認された数            69頭  
 不妊去勢手術した数    48頭  
 保護した数              22頭（不妊手術した数の5頭含む）  
 未手術の数              4頭

2014年3月17日現在

12. ○○○荘ボランティア人数

40代女性    2名  
 70代女性    3名  
 80代女性    1名  
 60代男性    1名  
 小学生       2名（夏休み中、餌当番の手伝い）

13. 費用について

1) 不妊去勢手術

手術費用	支払い	
手術に伴うノミダニ駆除、 病状による追加費用を含む  302,780 円	自治会費	170,000 円
	寄付 19棟の皆さん	5,000 円
	○○さん (21棟)	5,000 円
	○○さん (4棟)	2,000 円
	○○さん (近隣ボランティア)	15,000 円
	○○さん (近隣ボランティア)	6,150 円
	○○さん (近隣ボランティア)	7,150 円
○○○荘ボランティア各人	10,000 円	
	来年度自治会予算より	100,000 円

2) エサ場所の建屋

建屋 3台分	住人の寄付 (板、柱など)	
	自治会費 不足の材料のみ購入 (トタン板、トレイ など)	10,000 円

3) 保護した猫の治療費 各保護主の私費

4) ゴミ箱、ペーパー、消臭剤など 住人の寄付

5) キャットフード 餌当番の私費